

## 一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会倫理規定

### (前文)

本連合会会員（以下「会員校」という）は、学校教育法における専修学校各種学校の教育目的を遂行するにあたって、教育機関の一員としてその社会的使命を十分に自覚し、適正な運営を確保するとともに他の会員校を尊重し、調和を図り、品位ある行動をとり、専修学校各種学校教育の振興に寄与するために、以下に定める倫理綱領を遵守する。

### (綱領)

#### 1. 社会的使命

会員校は、学校教育法で定める教育機関の一員であることを自覚し、職業教育によって社会を支える人材を育成する社会的使命を果たすため、教育機関としての品位と学識を維持向上することに努めるものとする。

#### 2. 人権の尊重

会員校は、すべての人々の人権と人格を尊重し、人種、宗教、性別、年齢、国籍、言語、障がい等を理由とする差別や、あらゆる種別のハラスメントを行わない。

#### 3. 法令の遵守

会員校は、学校運営に際して、社会規範、法令及び関係規則を遵守する。

#### 4. 専門性の維持と向上

会員校は、社会のニーズと時代の変化を的確にとらえ、教育水準の維持、向上に努めるものとする。

#### 5. 会員校相互の尊重

会員校は、会員校相互間の名誉及び信義を尊重する。

#### 6. 情報の公開

会員校は、学生募集や教育内容を公開するにあたって、学生及び保護者ならびに関係者の判断を不当に惑わすことのないよう、客観性を保ち、正確で最新の情報公開に努めるものとする。

#### 7. 学校評価

会員校は、教育活動その他学校運営の状況について、定期的に自己点検・自己評価・外部評価を実施し、その結果に基づいて学校運営の改善を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、結果について、刊行物、ホームページ等へ掲載する方法により、広く社会に公表するよう努めるものとする。

#### 8. 反社会的勢力との関係遮断

会員校は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を、一切遮断する。

### 附則

#### (施行日)

本倫理規定は、平成24年4月1日より実施する。

#### (改廃)

本倫理規定に関する改廃権限は、愛専各理事会に帰属するものとする。

### 附則

#### (施行日)

本改正規定は、令和3年10月29日理事会の承認をもって施行する。